

農地中間管理事業 令和2年度事業計画書

農地中間管理事業

農地中間管理事業の実施主体(農地中間管理機構)として、農地中間管理事業の推進に関する法律施行5年後見直しに伴い、市町村等関係機関、各農業委員会の農地利用最適化推進委員活動と連携し、農地貸付希望者より農地を借入れ、公募に応募した農地借受希望者に人・農地プラン等地域ビジョンに沿った農地の集積・集約化が図れるよう再配分(貸付け)を行う。

[農地中間管理事業計画]

単位:件、ha、千円

区 分	実 施 計 画		
	件数	面積	借賃
借 入(農地中間管理権)	8,500	4,250	637,500
うち転貸(過年度借入訖)	4,250	4,250	637,500

※「農地中間管理権」とは、農地中間管理事業の実施により受け手に貸し付けることを目的として、農地中間管理機構(公社)が取得する「賃借権または使用貸借による権利」等と定義されています。(農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第5項)。